

お知らせ
&ご案内
12月

「人権問題に関する総合12時間電話相談」開設のお知らせ

■相談内容

差別待遇、暴行・虐待、いじめ、プライバシーの侵害等、家庭及び近隣関係等における人権問題に関するあらゆる相談

(予約不要・無料・秘密厳守)

■日時 12月4日(木)

午前9時～午後9時

■電話番号

フリーダイヤル

0120-0251550

携帯電話からの相談も可能

■相談担当者

人権擁護委員、法務局職員

■主催

松山地方法務局

愛媛県人権擁護委員会

平成20年度「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

のお知らせ

北朝鮮当局による人権侵害

問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ、北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的として、平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、国民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

■期間 12月10日(水)から16日(火)まで

■実施事業

①周知ポスターの掲出

②その他「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にふさわしい事業

■強調事項

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

ウィンターボランティア
キャンペーン2008

皆さんが自然にボランティア活動に参加できるよう、今年度もウィンターボランティア・キャンペーン2008が

実施されます。

キャンペーン期間中は、さまざまなボランティアが募集されています。

愛媛ボランティアネットワーク(ウィンターボランティア・キャンペーン2008特設ページ)をご覧ください、気になるボランティアを見つけたら、窓口までお問合せください!!

自分の意思で、無理せず、楽しく、できることから始めてみましょう。

愛媛ボランティアネット

<http://nv.pref.ehime.jp/>

■期間 12月1日(月)～1月31日(土)

12月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(月)	中	0:14	276	13:31	332	6:46	39	19:40	147
2(火)	中	0:48	269	14:06	323	7:19	50	20:16	149
3(水)	中	1:26	262	14:45	313	7:55	63	20:57	149
4(木)	小	2:12	254	15:29	302	8:38	79	21:45	146
5(金)	小	3:11	247	16:19	293	9:29	97	22:41	138
6(土)	小	4:27	245	17:16	287	10:32	114	23:43	124
7(日)	長	5:52	253	18:15	284	11:47	127	—	—
8(月)	若	7:09	272	19:12	286	0:45	104	13:06	131
9(火)	中	8:15	298	20:05	291	1:43	78	14:18	128
10(水)	中	9:11	325	20:54	298	2:36	51	15:19	121
11(木)	中	10:03	350	21:42	306	3:25	24	16:13	112
12(金)	大	10:51	370	22:27	313	4:11	1	17:02	105
13(土)	大	11:37	383	23:13	317	4:57	-16	17:48	100
14(日)	大	12:22	387	23:59	317	5:42	-24	18:33	97
15(月)	大	—	—	13:08	383	6:28	-23	19:18	96
16(火)	中	0:46	314	13:53	372	7:14	-12	20:04	97
17(水)	中	1:36	305	14:40	356	8:01	8	20:52	98
18(木)	中	2:30	294	15:28	336	8:51	34	21:44	100
19(金)	小	3:31	281	16:20	316	9:46	65	22:40	99
20(土)	小	4:42	271	17:15	296	10:47	96	23:43	96
21(日)	小	6:01	267	18:13	281	11:59	122	—	—
22(月)	長	7:20	273	19:11	270	0:48	88	13:20	139
23(火)	若	8:31	286	20:06	265	1:51	76	14:38	145
24(水)	中	9:31	300	20:56	262	2:47	62	15:42	145
25(木)	中	10:21	314	21:40	263	3:35	49	16:33	142
26(金)	中	11:03	324	22:20	264	4:17	38	17:15	138
27(土)	大	11:39	331	22:56	267	4:54	31	17:51	134
28(日)	大	12:12	335	23:31	270	5:28	26	18:23	130
29(月)	大	—	—	12:42	336	6:01	25	18:53	125
30(火)	大	0:05	273	13:12	334	6:33	26	19:22	120
31(水)	中	0:41	277	13:41	331	7:06	32	19:52	111

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。

■対象者 一般県民

■問合せ先

せとうち交流館

TEL 0897-7712252

愛媛県民活動推進課

NPO・ボランティア係

TEL 089-912-2305

絵てがみで文化財を描こう
こくく作品募集

■テーマ

「絵てがみで文化財を描こう」
価値と魅力をクローズアップ

■募集規定

絵と文字が入った絵てがみ。
全国にある指定文化財の建造物を描いた作品。

■募集期間 12月20日(土)

(当日消印有効)

■応募先

〒598-0057

大阪府泉佐野市本町5-29

旧新川家住宅内

「絵てがみで文化財を描こう」係宛

■問合せ先

NPO法人泉州佐野にぎわい本舗

「絵てがみで文化財を描こう」係

TEL・FAX

072-46915673

E-mail

niigawake@rinkuzaq.ne.jp

消費生活センターからのお知らせ

高齢者を狙う悪質商法

高齢者なら誰もが「健康で長生きしたい。」と願います。でも現実には「膝や腰が痛くて歩きにくい。」「この家でこのまま暮らせるのだろうか。」といった悩みや不安を抱きながら日々暮らしておられます。そんな高齢者につけこんで、うまい話・優しい言葉で親切そうに忍び寄ってくる悪質商法の手口をご紹介します。

●**催眠（SF）商法**：チラシなどで会場に誘い販売員が巧みに雰囲気盛り上げて、最終的に高額商品の購入契約をさせる。（布団、健康食品、健康器具など）

●**点検商法**：点検と称して訪問し、「耐震性に問題がある」「水が汚れている」「布団にダニがいっぱい」などと消費者の不安をあおり不要な契約を結ばせる。（リフォーム工事、浄水器、布団など）

●**利殖商法**：投資経験や金融知識の乏しい人に、「高利回り」「必ず儲かる」などと強引に勧めてリスクの高い金融商品への投資や出資話を持ちかける。（未公開株、先物取引など）

●**次々販売**：親切そうな販売員が、何度も自宅を訪問し優しく声をかけては次から次へと商品やサービスを勧める。消費者は勧誘を断りきれず、契約を結んでしまう。（リフォーム工事、着物、健康食品など）

●**送りつけ商法**：注文していない商品や、寄付を募った商品を一方的に送りつける。勘違いして代金を支払うことを狙って、しつこく代金を請求することもある。（企業雑誌、新聞、皇室写真集など）

*うまい話、優しい言葉にご用心！契約はくれぐれも慎重に！「だまされたかな」「おかしいな」と思ったらすぐに相談しましょう。

資格商法のトラブル（二次被害も！）

●資格商法とは

仕事中の勤務先や自宅に、資格取得講座の受講を勧める電話を執拗にかけてきて、「受講するだけで簡単に資格が取れます」「近々国家資格になります」「就職に有利です」などと勧誘し、講座の受講や高額な教材の購入を迫るものです。

●資格商法アレコレ

行政書士、旅行業務取扱主任者、宅地建物取引主任者、中小企業診断士などの資格講座・教材が主なものですが、最近ではネイリストの資格などもあります。

●資格商法の二次被害

過去に資格講座関連の契約をしたことのある人が、「過去の講座が終了していないので必要です」と以前の契約が継続しているかのように言われて新たな講座を勧誘されたり、「解約するには手続が必要ですよ」などと偽りの説明を受け解約手数料を払わされたりする「二次被害」のトラブルも増加しています。

●予防と対策

☆ 契約する意思がないのなら、毅然とした態度できっぱりと断りましょう。

☆ 契約した業者から講座に必要な商品等が引き渡され、支払いが終わっていれば、たとえ資格を取得していなくても契約は終了しており、継続や終了の手続き費用は要りません。

☆ 電話勧誘で契約した場合、契約書面を受け取った日から8日間のクーリング・オフ期間があります。困った時は、すぐに最寄りの相談窓口にご相談しましょう。

【消費生活に関する相談窓口】

愛媛県消費生活センター

岩城総合支所産業振興課

せとうち交流館

生名総合支所産業建設課

魚島総合支所産業建設課

TEL 089-925-3700 FAX 089-946-5539

e-mail : seikatu-center@pref.ehime.jp

TEL 0897-75-2500

TEL 0897-77-2252

TEL 0897-76-3000

TEL 0897-78-0011